2

法別表第一第一号ロに規定する政令で定める施設は、次の各号に掲げる施設とし、同表第一号ロに規定する政令で定める飲食料品の提供は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ当該各号に定める飲食料品の提供（財務大臣の定める基準に該当する飲食料品の提供に限り、第十四条の二第一項から第三項までの規定により財務大臣が指定する資産の譲渡等を除く。）とする。

一　老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十九条第一項（届出等）の規定による届出が行われている同項に規定する有料老人ホーム（次号に掲げる施設に該当するものを除く。）　当該有料老人ホームを設置し、又は運営する者が、当該有料老人ホームの入居者（財務省令で定める年齢その他の要件に該当する者に限る。）に対して行う飲食料品の提供

二　高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第六条第一項（登録の申請）に規定する登録を受けた同法第五条第一項（サービス付き高齢者向け住宅事業の登録）に規定するサービス付き高齢者向け住宅　当該サービス付き高齢者向け住宅を設置し、又は運営する者が、当該サービス付き高齢者向け住宅の入居者に対して行う飲食料品の提供

三　学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第三条第二項（定義）に規定する義務教育諸学校の施設　当該義務教育諸学校の設置者が、その児童又は生徒の全てに対して学校給食（同条第一項に規定する学校給食をいう。第六号において同じ。）として行う飲食料品の提供

四　夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律（昭和三十一年法律第百五十七号）第二条（定義）に規定する夜間課程を置く高等学校の施設　当該高等学校の設置者が、当該夜間課程において行う教育を受ける生徒の全てに対して同条に規定する夜間学校給食として行う飲食料品の提供

五　特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律（昭和三十二年法律第百十八号）第二条（定義）に規定する特別支援学校の幼稚部又は高等部の施設　当該特別支援学校の設置者が、その幼児又は生徒の全てに対して同条に規定する学校給食として行う飲食料品の提供

六　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条（学校の範囲）に規定する幼稚園の施設　当該幼稚園の設置者が、その施設で教育を受ける幼児の全てに対して学校給食に準じて行う飲食料品の提供

七　学校教育法第一条に規定する特別支援学校に同法第七十八条（寄宿舎の設置義務）の規定により設置される寄宿舎　当該寄宿舎の設置者が、当該寄宿舎に寄宿する幼児、児童又は生徒に対して行う飲食料品の提供

第五条中「第三十条第八項第一号ニ」に、「同項に」を「同条第一項に」に改める。

第六条第一項第九号中「ホまで」を「ヘまで」に改め、同号イ中「別表第一第二号」を「別表第二第二号」に、「ホ」を「ハに掲げる有価証券等及びヘ」に改め、同号ホを同号ヘとし、同号ニ中「ホ」を「ヘ」に改め、同号ニを同号ホとし、同号ハ中「第九条第一項第二号に掲げる持分　当該」を「第九条第一項第一号若しくは第三号に掲げる権利（登録国債を除く。）又は同項第二号に掲げる持分（ハに掲げる有価証券等を除く。）　これらの権利又は」に、「又は主たる事務所」を「、主たる事務所その他これらに準ずるもの」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ　社債、株式等の振替に関する法律第二条第二項（定義）に規定する振替機関（同法第四十八条（日本銀行が国債の振替に関する業務を営む場合の特例）の規定により振替機関とみなされる者を含む。ハにおいて「国内振替機関」という。）及びこれに類する外国の機関（ハにおいて「振替機関等」という。）が取り扱う法別表第二第二号に規定する有価証券（へに掲げるゴルフ場利用株式等を除く。）又は第九条第一項第一号に掲げる権利（登録国債を除く。）若しくは同項第二号に掲げる持分（ハにおいて「有価証券等」という。）　当該振替機関等の所在地（複数の振替機関等により取り扱われる有価証券等（ハにおいて「重複上場有価証券等」という。）のうち当該重複上場有価証券等の売買の決済に際して振替に係る業務が国内振替機関又は国内振替機関に係る同法第二条第四項に規定する口座管理機関において行われるものにあつては当該国内振替機関の所在地とし、当該重複上場有価証券等以外の重複上場有価証券等にあつては当該外国の機関の所在地とする。）

第八条中「別表第一第一号」を「別表第二第一号」に改める。

第九条中「別表第一第二号」を「別表第二第二号」に改める。

第十条中「別表第一第三号」を「別表第二第三号」に改め、同条第三項第六号中「譲渡原価の額」を「譲渡益又は譲渡損の益金又は損金算入」に改め、同項第十一号中「別表第一第二号」を「別表第二第二号」に改める。

第十一条中「別表第一第四号ハ」を「別表第二第四号ハ」に改める。

第十二条第一項中「別表第一第五号イ」を「別表第二第五号イ」に改め、同条第二項中「別表第一第五号ロ」を「別表第二第五号ロ」に改め、同項第四号中「別表第一第五号イ(3)」を「別表第二第五号イ(3)」に改める。

第十三条中「別表第一第五号ニ」を「別表第二第五号ニ」に改める。

第十四条中「別表第一第六号ト」を「別表第二第六号ト」に改める。

第十四条の二第一項から第三項までの規定中「別表第一第七号イ」を「別表第二第七号イ」に改め、同項第五号中「並びに地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号。以下この号及び次号において「医療介護総合確保推進法」という。）附則第十一条（介護予防サービスに係る保険給付に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる医療介護総合確保推進法第五条の規定による改正前の介護保険法（同号において「旧介護保険法」という。）の規定に基づく介護予防サービス費の支給に係る介護予防訪問介護及び介護予防通所介護」を削り、同項第六号中「並びに医療介護総合確保推進法附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧介護保険法の規定に基づく特例介護予防サービス費の支給に係る介護予防訪問介護及び介護予防通所介護又はこれらに相当するサービス」を削り、同条第四項中「別表第一第七号ロ」を「別表第二第七号ロ」に改める。

第十四条の三中「別表第一第七号ハ」を「別表第二第七号ハ」に改め、同条第一号及び第六号中「別表第一第七号ロ」を「別表第二第七号ロ」に改め、同条第七号中「（昭和三十八年法律第百三十三号）」を削り、「別表第一第七号ロ」を「別表第二第七号ロ」に改める。

第十四条の四中「別表第一第十号」を「別表第二第十号」に改める。

第十四条の五中「別表第一第十一号」を「別表第二第十一号」に改める。

第十五条中「別表第一第十一号ハ」を「別表第二第十一号ハ」に改める。

第十六条中「別表第一第十一号ニ」を「別表第二第十一号ニ」に改める。

第十六条の二中「別表第一第十三号」を「別表第二第十三号」に改める。

第十八条第一項第二号中「第十八条の四」を「第十八条の五」に改め、「次項第一号ハ及び」を削り、同条第二項第一号中「この項及び第八項」を「この条及び第十八条の四第一項」に改め、同号イ中「第六項」を「第五項」に、「提示し、かつ、これに購入の事実を記載した書類の貼付けを受けるとともに、当該旅券等と当該書類との間に割印を受ける」を「提示する」に改め、同号ロ中「当該一般物品をその購入後において輸出する旨を誓約する書類」を「その所持する旅券等に記載された情報」に、「提出する」を「提供する」に改め、同号ハを削り、同項第二号中「に掲げる要件及び次」を「及びロ」に、「満たして」を「満たし、かつ、国土交通大臣及び経済産業大臣が財務大臣と協議して指定する方法によつて包装された」に改め、同号イ及びロを削り、同項第三号イ中「その所持する旅券等を当該市中輸出物品販売場を経営する事業者に提示する」を「第一号イ及びロに掲げる要件の全てを満たす」に改め、同項第五号中「第二号ロに掲げる要件を満たして」を「第二号に規定する国土交通大臣及び経済産業大臣が財務大臣と協議して指定する方法によつて包装された」に改め、同条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「一般物品と消耗品とが一の資産を構成している場合における第一項第二号及び第二項の規定の適用については、当該資産を消耗品としてこれら」を「輸出物品販売場を経営する事業者が次に掲げる資産を譲渡する場合には、当該資産を消耗品として前二項、第十二項及び第十三項並びに第十八条の三第一項」に改め、同項に次の各号を加える。